

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に係る申請概要

1 登録するための基準

登録するためには、下表の総合型地域スポーツクラブ全国協議会と福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める登録基準を満たす必要があります。

▼総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1)活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 （世代区分） A) 未就学児、B) 小学生、C) 中学生、D) 高校生（～18歳）、E) ～29歳、 F) ～39歳、G) ～49歳、H) ～59歳、I) ～69歳、J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとする日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）を有している。なお、日本スポーツ協会が同等と認める関連資格保有者も可とする。※3
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとする日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（スポーツリーダーは除く）が担っている。なお、日本スポーツ協会が同等と認める関連資格保有者も可とする。※4 ・緊急連絡体制を整備している。※5
(2)運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	・クラブマネジャー、事務局員及び役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※4
	⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※6の住民、在勤者又は在学者である（前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数である）。 ・非営利組織である。※7
(3)ガバナンスに関する基準	⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※8の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録が提出されている。※9

▼福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める登録基準

独自基準
(1)広報啓発に関する基準 ・地域住民に対して、各種媒体を用いてクラブの活動内容の広報や会員の募集を、年間を通じて常時行っている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時から、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。）

※4：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時から移行措置を終了する。）

※5：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※8：規約・会則・定款等を指す。

※9：法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

記載内容

(1)日時及び場所

(2)議決権を有する者の総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 登録申請方法

「登録システム」での申請になります。

新規申請クラブの申請手順は下記の（１）～（３）のとおりです。

更新申請クラブの申請方法については、登録システムのマニュアル P22「★前年度申請書類から新規に申請を行う方法」を参照ください。

◆登録システムのマニュアルは下記 URL（右記 QR コード）をご参照ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/manual/clubmanual.pdf>



(1) 新規アカウントの発行

下記 URL（右記 QR コード）にアクセスし、クラブ情報を入力して「回答」ボタンをクリック。

<https://1fbc1817.form.kintoneapp.com/public/740121b4223f64c5e26cd0ecacc4fd8886d85840d39adf4661291d327c07eca0>



(2) マイページへのログイン

入力したメールアドレスに自動返信メールが届きます。メールに記載の URL からユーザーID と初期パスワードによりログインが可能になります。初回ログイン時のみパスワードの設定が必要となります。

2回目以降「登録システム」マイページへログインする場合は下記 URL（右記 QR コード）にアクセスし、ユーザーID とパスワードを入力して「ログオン」ボタンをクリック。

<https://jspoclub-entry.japan-sports.or.jp/vwebapp/Account/Logon?ReturnUrl=%2Fvwebapp%2FPortal>



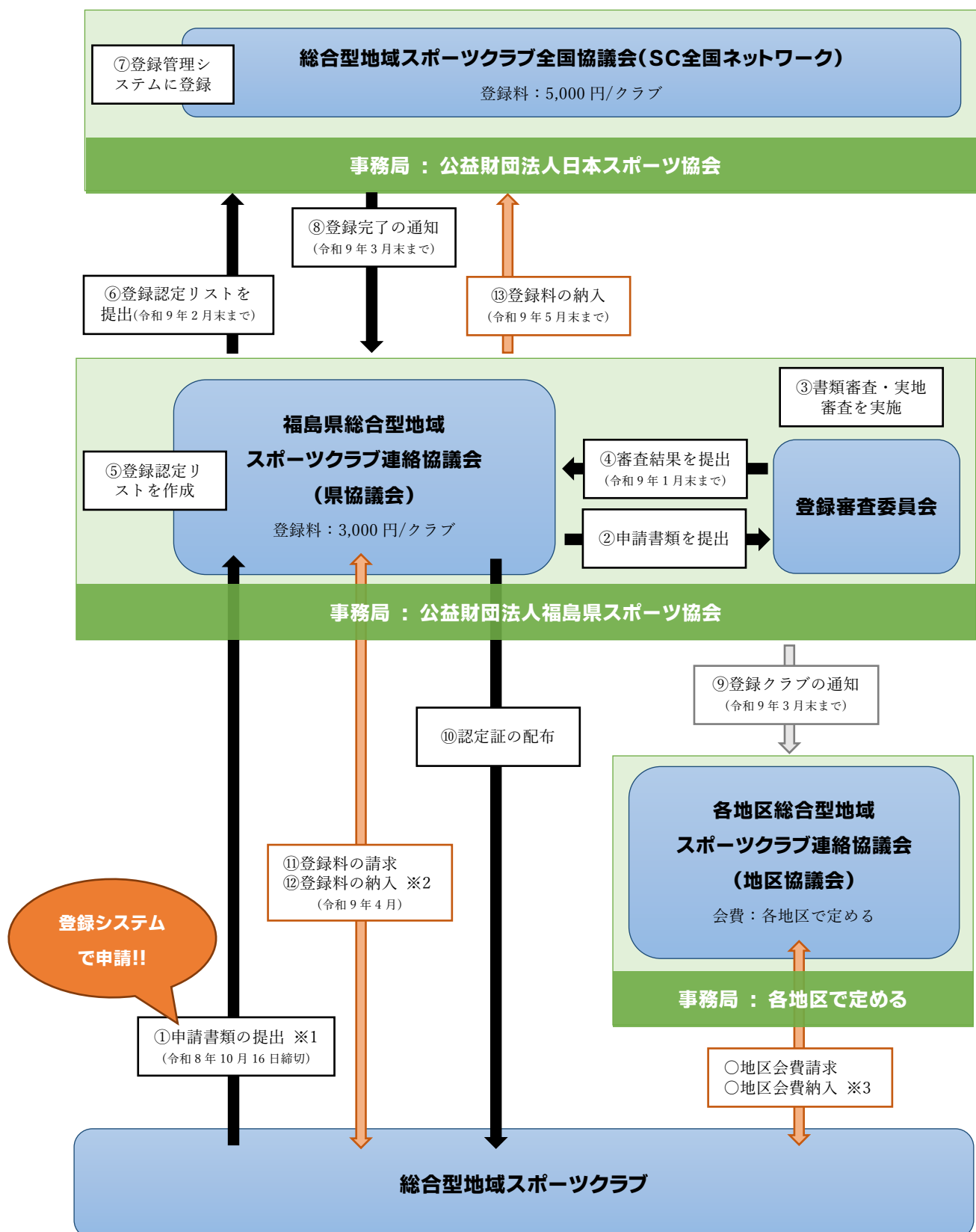
(3) 登録申請手続き

下表の申請書類①～⑩を登録システムにて入力・アップロードしてください。

申請書類名		備 考	登録システム マニュアル
申請書類①	登録基準確認用紙	登録システム上で入力	P11 参照
申請書類②	1 基礎情報書類①	登録システム上で入力	P13 参照
	2 基礎情報書類②（指導者・安全管理者）	指定様式	
申請書類③	緊急時の連絡体制図 ※令和8年度申請については全クラブ提出	任意様式	P18 上段参照
申請書類④	規約・会則・定款等 ※新規登録時は提出必須 （更新登録時は、変更があった場合のみ提出）	任意様式	P18 下段参照
申請書類⑤	総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	任意様式	P19 上段参照
申請書類⑥	総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要	任意様式	P19 下段参照
申請書類⑦	評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	指定様式	P20 上段参照
申請書類⑧	申請書類⑤・⑥を議決した際の議事録 ※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の 議事録は提出不要	任意様式	P20 下段参照
申請書類⑨	スポーツガバナンスウェブサイトを用いた 自己説明・公表確認書	所定の手続きを 経て交付	P21 上段参照
申請書類⑩	地域住民に対してクラブの活動内容の広報や会員の募集 を常時行っていることが分かる資料 （HP やリーフレットのコピー）	任意様式	P21 下段参照

3 登録手続きの流れ

登録の手続きは、下図①～⑬の順番で行われます。



※1 申請書類に不備がある場合、県協議会からクラブへ再度申請するように依頼することがあります（再申請要求）

※2 県協議会登録料と全国協議会登録料を請求・納入

※3 各地区協議会で定めた金額

4 登録申請受付期間

令和8年9月14日(月)～令和8年10月16日(金)17時まで 【厳守】

※登録システムでの申請のため、期限を過ぎての申請はできませんのでご注意ください。

5 登録有効期間

令和9年4月1日(木)～令和10年3月31日(金) 1年間

6 登録料

下表の県協議会に納める登録料(8,000円)は、本協会が指定する期日(令和9年4月を予定)に納入していただきます。詳細は別途ご案内いたします。

区分	県協議会に納める 登録料	内訳		
		全国協議会登録料	県協議会登録料	地区協議会会費 ※
1クラブあたり	8,000円	5,000円	3,000円	各地区で定める

※地区協議会会費は各地区事務局に納める

7 審査方法

提出された申請書類に基づき書類審査及び実地審査を行います。審査の進捗や書類不備等の情報は登録システム上で確認できます。書類審査が終わり次第、状況によって実地審査を行います。実地審査は原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、当該クラブから提出された書類内容を客観的に確認するために実施します。

実地審査の日程は、本協会の担当よりメールまたは電話にて調整させていただきます。

8 登録認定

登録クラブには「登録認定証」を発行し、適正な審査を経て登録基準を満たしたクラブであることが証されます。また、卓上ミニのぼりの配布や本協会のホームページやリーフレット、広報誌、県政広報番組等で登録クラブの情報発信を行っています。

登録クラブは、SC全国ネットワーク及び県協議会、地区協議会の各種事業や運営に参画することができます。

9 問い合わせ先

公益財団法人福島県スポーツ協会 生涯スポーツ係
〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館6階
電話：024-521-7896 / 024-573-2655
FAX：024-521-7971 / 024-573-2699
E-mail：sc@sports-fukushima.or.jp

<ホームページもご確認ください>

登録・認証制度ホームページ：<https://www.sports-fukushima.or.jp/koiki/touroku/>

